

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日は、その翌日)

目 次

◇規則 鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(観光課)

鳥取県立夢みなどタワー管理規則(タ)

鳥取県當企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(企業局総務課)

◇企業局管 みなど温泉館管理規程(総務課)
理規程

□公布された規則のあらまし

◇鳥取県立夢みなどタワー管理規則

一 目的(第一条関係)

この規則は、鳥取県立夢みなどタワー(以下「タワー」という。)の管理に関する必要な事項を定めることを目的とするとした。

二 利用時間(第二条関係)

1 タワーの利用時間は、次のとおりとした。ただし、知事が特に必要があると認めた場合に限り、臨時にこれを変更することができるとした。

(一) 展示室、映像シアター及び物産観光センター 午前九時から午後七時まで(十一月から翌年三月までにあつては、午前九時から午後五時まで)

(二) (一)に掲げる施設以外の施設 午前九時から午後九時まで

2 知事は、利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をタワーに掲示しなければならないこととした。

三 休館日(第三条関係)

1 タワーの休館日は、毎月の第二水曜日(その日が休日に当たるときは、その後の休日でない日)とするとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

2 臨時に休館し、又は休館日に開館する場合は、二の2と同様の措置を講ずることとした。

四 施設設備の毀損等の届出(第四条関係)

タワーの施設設備若しくは展示物を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならぬこととした。

五 利用の申込み(第五条関係)

1 タワーの利用許可を受けようとする者は、次の区分に応じた方法により知事に申し込まなければならないこととした。

(一) 展望室、展示室及び映像シアター(以下「展望室等」という。)を一般利用の方法で利用しようとする者 知事が別に定める方法

(二) (一)に掲げる者以外の者 申込書の提出

2 申込書の提出は、当該施設を利用しようとする日の一年前から七日前までに行わなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるとときは、この限りでないこととした。

六 入館券又は許可書の交付(第六条関係)

知事は、利用許可をしたときは、五の1の(一)に掲げる者に対する入館券を、五の1の(二)に掲げる者に対する許可書を交付することとした。

七 利用許可の変更（第七条関係）

利用許可を受けた者（五の1の2に掲げる者に限る。以下「専用利用者」という。）は、当該利用許可に係る事項を変更しようとすることは、申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

八 利用の辞退の届出（第八条関係）

専用利用者は、施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ届出書を知事に提出しなければならないこととした。

九 利用の終了の届出（第九条関係）

専用利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出で、その点検を受けなければならないこととした。

十 利用料金の減免（第十条関係）

利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする」ととした。

1 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。

2 みなど温泉館の利用者が、当該利用の日に展望室等を一般利用の方法で利用するとき。

3 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が展望室等を一般利用の方法で利用するとき。

4 その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要があると認めるとき。

十一 雑則（第十一条関係）

この規則に定めるもののほか、タワーの管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十二 施行期日

この規則は、平成十年五月十五日から施行することとした。

規 則

鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例（平成九年十一月鳥取県条例第二十五号）の施行期日は、平成十年五月十五日とする。

鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県立夢みなどタワー管理規則

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例（平成九年

十一月鳥取県条例第二十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワー(以下「タワー」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第一条 タワーの利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

一 展示室、映像シアター及び物産観光センター 午前九時から午後七時まで (十一月から翌年三月までにあつては、午前九時から午後五時まで)

二 前号に掲げる施設以外の施設 午前九時から午後九時まで

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をタワーに掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 タワーの休館日は、毎月の第二水曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第二百七十八号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

2 前条第一項の規定は、前項ただし書の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(施設設備の毀損等の届出)

第四条 タワーの施設設備若しくは展示物を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の申込み)

第五条 条例第五条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により知事に申し込まなければならない。

一 展望室、展示室及び映像シアター(以下「展望室等」という。)を一般利用の方法で利用しようとする者 知事が別に定める方法

二 前号に掲げる者以外の者 様式第一号による申込書の提出

2 前項第一号の申込書の提出は、施設を利用しようとする日(当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日)の一年前から七日前までに行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館券又は許可書の交付)

第六条 知事は、利用許可をしたときは、前条第一項第一号に掲げる者に対するは様式第二号による入館券を、同項第一号に掲げる者に対するは様式第三号による許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第七条 利用許可を受けた者(第五条第一項第一号に掲げる者に限る。以下「専用利用者」という。)は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第四号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第八条 専用利用者は、当該利用許可に係る施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第五号による届出書を知事に提出しなければならない。

(利用の終了の届出)

第九条 専用利用者は、当該利用許可に係る施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第十条 条例第九条の規定による利用料金の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

一 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。

二 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十一月鳥取県条例第二十七号)

第六条第三項に規定するみなと温泉館の利用者が、当該利用の日に展望室等を一般利用の方法で利用するとき。

三 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が展望室等を一般利用の方法で利用するとき。

四 その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要があるに認めたもの。

(雑則)

第十一條 イの規則に定めるほか、タワーの管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

イの規則は、平成十年五月十五日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

申込者 郵便番号
住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県立夢みなとタワーを利用したいので、申し込みます。

催物の名称												
利用の目的 (催物の内容)												
利 用 施 設												
利 用 期 間	年	月	日	時	分	か	年	月	日	時	分	ま
内 準備期間	年	月	日	時	分	か	年	月	日	時	分	ま
内 開催期間	年	月	日	時	分	か	年	月	日	時	分	ま
記 説去期間	年	月	日	時	分	か	年	月	日	時	分	ま
入場予定者数												
設 備 利 用 の 有無	有 ()										・ 無	
冷・暖房利用 の有無												
会 場 責 任 者	(住 所) (氏 名) (電話番号)											
備 考												

様式第2号 (第6条関係)

(表)

印	券 館 入	入館券 () 円
年 月 日	職 氏 名 印	(裏)

住 所 様
氏 名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名)
年 月 日

年 月 日付()で申込みのあった鳥取県立夢みなとタワーの利用については、
次のとおり許可します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 料 金	円 (冷・暖房利用料、設備利用料は含まない。)
許 可 の 条 件	

備考 () 欄は、利用の区分に応じ、次のように表示する。

- 1 児童又は中学校の生徒で個人の場合個人・小
- 2 児童又は中学校の生徒で団体の場合団体・小
- 3 高等学校の生徒、学生又は一般人の場合個人・大
- 4 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場合団体・大

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用許可書

第 号

様式第4号(第7条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用許可変更申込書

年 月 日

郵便番号 申込者
住所 氏
所名 (団体名にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立夢みなとタワーの利用許可事項を変更したいので、次のとおり申しほみます。

許可年月日 及び番号	年 月 日	第 号	変更の 有無
催物の名称			
利用の目的 (催物の内容)			
利用施設			
利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
準備期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
開催期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
撤去期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
設備利用の 有無	有()	無()	
冷・暖房利用 の有無			

様式第5号(第8条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用辞退届出書

年 月 日

届出者 郵便番号 所名 氏
郵便番号 住氏
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名
電話番号)

許可年月日 及び番号	年	月	日	第	号			
催物の名称								
利用施設								
利用期間	年	月	日	時 分から	年	月	日	時 分まで
辞退の理由								

江

主文欄に「本文後付書類」の有無欄に「有」と記入すること
添付書類変更に係る利用許可書

注 全項目について登録後は、登録する項目については「登録」

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (平成九年十一月鳥取県条例第三十号) の施行期日は、平成十年五月十五日とする。

企業局管理規程

みなと温泉館管理規程をここに公布する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局管理規程第三号

みなと温泉館管理規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県営企業の設置等に関する条例 (昭和四十一年十一月鳥取県

条例第三十七号。以下「条例」という。) の規定に基づき、みなと温泉館 (以下「温泉館」という。) の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 温泉館の開館時間は、正午から午後八時まで (十一月から翌年三月までにあつては、午前十一時から午後七時まで) とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を温泉館に掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 温泉館の休館日は、毎月の第二水曜日 (その日が休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日をいう。以下同じ。) に当たるときは、その直後の休日でない日) とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

2 前条第二項の規定は、前項ただし書の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の承認)

第四条 温泉館を利用する者は、知事が別に定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(行為の制限等)

第五条 温泉館においては、次の行為をしてはならない。

- 一 施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 四 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する、温泉館への入館を拒み、又は温泉館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第六条 知事は、温泉館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、温泉館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用の制限)

第七条 知事は、温泉館の著しい混雑その他の理由により温泉館の円滑な利用に支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(料金の納付)

第八条 条例第七条第二項に規定する料金は、前納しなければならない。

2 知事は、前項の規定により料金の納付を受けたときは、様式第一号による利用券を交付するものとする。

(回数券の発行)

第九条 知事は、別表の区分欄に掲げる利用については、前条第一項に規定する利用券に代えて様式第一号による回数券を発行することができる。この場合において、当該利用に係る料金の額は、同表の金額欄に定めるとおりとする。

(料金の減免)

第十条 条例第八条の規定による料金の減免は、次の場合に行う。

- 一 鳥取県立夢みなどタワーの展望室、展示室又は映像シアターを一般利用の方法で利用する者が、当該利用の日に温泉館を利用するとき。
- 二 温泉館の利用促進を図るために必要があると認めるとき。
- 三 その他知事が特に必要があると認めるとき。

(雑則)

第十一條 この規程に定めるもののほか、温泉館の管理に関する事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成十年五月十五日から施行する。

別表 (第九条関係)

区 分	金 額

児童又は中学校の生徒 又は一般人	回数券一枚につき 回数券十一枚につき	一千五百円 五千円
条例第六条第二項に規定する境港外港竹内地区に所在する企業に勤務する者	回数券五十枚につき	二万円

様式第1号(第8条関係)

(表)

No. _____	利 用 紙	No. _____
<input type="radio"/> 利用券控	<input type="radio"/>	印
¥ _____	¥ _____	印

(裏)

- 1 この券に領収印の無いものは無効です。

- 2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。

備考

- 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 児童又は中学校の生徒.....小

(2) 高等学校の生徒、学生又は一般人.....大

- 2 この利用券に使用する領収印の印は、下記のひな形のとおりとする。

様式第2号(第9条関係)

(表)

回数券発行控	No. _____
年 月 日	
<input type="radio"/> みなと温泉館	No. _____
回 数 券	印
枚つづり	印
¥ _____	印

(裏)

- 1 領収印の無いもの、切り離したものは無効です。
2 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。
3 本回数券の折戻しは行いません。

- 回数券 [] No. _____

みなと温泉館

備考

- 1 この回数券は、別表記載の枚数のつづりとし、[] に通し番号を記載する。

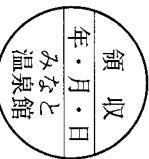
- 2 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 児童又は中学校の生徒.....少

(2) 高等学校の生徒、学生又は一般人.....大

(3) 境港外港竹内地区に所在する企業に勤務する者.....企

- 3 この回数券に使用する領収印の印は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル



直径2センチメートル